

議案第114号

訴訟上の和解について

横浜地方裁判所川崎支部平成23年（ワ）第701号賠償金請求反訴事件について、次のとおり和解したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

平成24年 6月 4日提出

川崎市長 阿部 孝夫

1 事件名 横浜地方裁判所川崎支部平成23年（ワ）第701号賠償金請求

反訴事件

2 当事者 反訴原告 川 崎 市

反訴被告 * * * * *

3 和解内容

(1) 反訴被告は、反訴原告に対し、本件和解金として、10,603,976円及びこれに対する平成22年12月1日から支払済みまで年8.25パーセントの割合による金員の支払義務があることを認める。

(2) 反訴被告は、反訴原告に対し、前項の元金10,603,976円を次のとおり分割して、反訴原告指定の方法により支払う。なお、振込手数料は反訴被告の負担とする。

ア 平成24年7月から平成29年5月まで毎月末日限り 各170,00円

イ 平成29年6月末日限り 573,976円

- (3) 反訴被告が前項のア又はイの分割金の支払を怠り、その額が 3 4 0 , 0 0 円に達したときは、反訴被告は、当然に期限の利益を失い、反訴原告に対し、第 1 項の金員から既払金を控除した残額を直ちに支払う。
- (4) 反訴被告が遅滞なく第 2 項のア及びイの分割金を支払ったときは、反訴原告は、反訴被告に対し、第 1 項の元金 1 0 , 6 0 3 , 9 7 6 円に対する平成 2 2 年 1 2 月 1 日から支払済みまで年 8 . 2 5 パーセントの割合による金員の支払義務を免除する。
- (5) 反訴原告は、その余の請求を放棄する。
- (6) 反訴原告及び反訴被告は、反訴原告と反訴被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何ら債権債務がないことを相互に確認する。
- (7) 訴訟費用は、各自の負担とする。

4 和解理由

本事件については、反訴原告である本市が、反訴被告に対し提起した賠償金請求反訴訴訟であるが、横浜地方裁判所川崎支部から職権による強い和解勧告がなされたこと及びこの和解内容は、本市の主張が認められていることを勘案し、和解しようとするものである。

参考資料

事 件 の 概 要

- 1 本市は、平成20年5月23日、渡田新町地区ほか下水枝線第102号工事（以下「本件工事」という。）の一般競争入札を実施し、同月28日、反訴被告と工事請負契約を締結した。
- 2 公正取引委員会は、平成20年5月23日から平成21年3月31日までの間において、本市が一般競争入札の方法により発注する下水管きょ工事について、反訴被告が他の事業者と共同して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に規定する不当な取引制限を行ったとして、平成22年4月9日、反訴被告に、同法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を行い、これらの命令は、同法に基づく審判の請求がなされることなく確定した。
- 3 平成22年9月1日、本市は、反訴被告に、本件工事に係る工事請負契約に基づき、不正行為に対する賠償金として最終請負金額の10分の2に相当する額27,016,500円を同年11月30日までに支払うよう請求したところ、同日、一部についてのみ納付がなされた。
- 4 反訴被告は、賠償金の未納額の支払請求には応じず、平成23年3月9日、横浜地方裁判所川崎支部に、本市に対する賠償金の債務は存在しないことの確認の訴えを提起したため、本市は、同年7月1日、反訴被告に対して賠償金の未納額の支払を求める反訴を提起した。
- 5 本事件は、係属して以来、数回に及ぶ口頭弁論等を経てきたが、裁判所から職権による強い和解勧告がなされたものである。